

第4章 魚津市がめざす教育

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

**人を思いやり、ともに学び合い、新しい時代を切り拓く人づくり
～ ふるさと魚津から世界に飛躍する人材の育成 ～**

A I（人工知能）や I o T（モノのインターネット）、ビッグデータ、ロボット、5 G・6 G通信、さらには生成A Iの登場により、私たちの生活・仕事・教育・産業の在り方は大きく変化しています。これらの技術は、効率化や自動化を進めるだけでなく、創造的な活動や個別最適な支援を可能にし、持続可能な社会の実現にも貢献しています。

技術革新が目覚ましい現代においては、変化を前向きに捉え、自ら課題を見つけ解決に導く力や、仲間と協力しながら新たな価値を創造する力がこれまで以上に求められています。そのためには、I C Tを効果的に活用した個別最適な学びの実現や、対話・協働を重視した探究的な学習活動の推進が重要です。こうした学びを通じて、子どもたちの思考力・判断力・表現力を育て、将来、どのような環境でも自ら考え、主体的に行動できる人材の育成が必要となります。

本市には、四季の移ろいを感じられる豊かな自然環境や、受け継がれてきた歴史・伝統文化、そして世代を超えて築かれてきた温かな人ととのつながりがあります。これら「ふるさと魚津」の魅力は、基本理念に掲げる人材を育む上で貴重な学びの資源となります。本計画を進めるにあたり、魚津ならではのこうした地域資源を教育に積極的に取り入れ、地域に根ざした特色ある教育の展開を図ることが重要です。

本計画の基本理念を具現化するためには、学校や行政だけでなく、家庭、地域社会、そしてさまざまな団体が連携し、共に取り組む体制が欠かせません。ふるさと魚津の力を活かしながら、未来に羽ばたき、世界で活躍できる人材の育成を進めていきます。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、次の4つの基本目標を掲げ、具体的な取組みを推進します。

基本目標Ⅰ 社会情勢に応じて生き抜く確かな学力の育成

変化の激しい社会に対応し、自分らしく力強く生きていく力を育むためには、児童生徒一人ひとりが自らの目標を持ち、自身の可能性を信じて挑戦し続ける力を養うことが求められています。また、自分のルーツや地域に誇りと愛情を持ちつつ、広い視野で世界に目を向けて活躍できる資質の育成も重要です。

本市では、こうした社会の流れを踏まえ、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるよう、教育の質を支える多様な連携と対話の基盤を強化し、確かな学力の育成のための環境づくりに努めます。

基本目標Ⅱ 豊かな人間性と健やかな体を育み、ふるさとを大切にする教育の実現

人を思いやる心、自分自身を大切にする姿勢、そして他者と共に生きる力は、社会の一員として生きていく上で欠かせない基本です。さらに、健やかな心と体を育てることは、すべての学びと活動の基盤となります。

本市では、地域や家庭と連携しながら、子どもたちが自己肯定感を育み、命の大切さを実感し、他者と支え合う力を身につけられるよう取り組みます。さらに、ふるさと魚津の自然や文化、歴史への理解と誇りを深める学びを通して、地域への愛着を育む教育の実現を目指します。

基本目標Ⅲ

子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実

子どもたちの健やかな成長を支えるためには、すべての子どもが安心して学び、成長できる教育環境の整備が不可欠です。そのためには、安全で快適な学校施設の整備や、通学路の安全確保といった物理的環境の充実を図るだけでなく、家庭の状況や学習のつまずきなどにかかわらず、すべての子どもが必要な支援を受けながら学び続けられる、誰一人取り残さない「学びのセーフティーネット」の構築が求められます。

また、持続可能な教育の実現に向けて、教職員が子どもとじっくり向き合える環境づくりを進めるとともに、業務の効率化や負担軽減を図りながら、教職員が専門性を発揮できる環境づくりを進め、教育の質の向上と働き方改革に積極的に取り組んでいくことが重要です。

本市では、こうした学びを支える教育環境の整備推進の取組みを、地域や家庭と連携しながら推進し、すべての子どもが夢を育み、個性を伸ばし、安心して成長していくける教育の実現を目指します。

基本目標Ⅳ

生涯を通じた学びの推進と文化やスポーツに親しむ機会の充実

「生涯学習の重要性」の意見への対応箇所

生涯を通じた学びは、個人の知識や技能を深めるだけでなく、自信や生きがいにつながり、地域社会全体の活力を高める原動力にもなります。人生100年時代を迎えたいま、一人ひとりが多様な学びを通じて変化に対応し、豊かな人生を築いていくことがこれまで以上に重要となっています。年齢や立場にかかわらず、誰もが自らのペースで学び続けることが求められています。

本市の、地域に根ざした歴史・文化・自然など、多様な学びの資源を活かし、誰もが「学びたいときに学ぶことができる」環境の整備を進めるとともに、学びに関する情報の発信を強化し、市民一人ひとりの関心や目的に応じた学習の機会を提供することで、身近な場所で主体的に学び続けられる生涯学習社会の実現をめざします。

また、芸術文化やスポーツ活動は、心と体の健康を育み、人生にうるおいと活力を与える大切な要素となります。幅広い世代が気軽に文化芸術やスポーツに触れ、日常の中で楽しむことができるよう、施設の整備や活動支援、参加機会の創出に取り組みます。

3 施策の体系

基本理念及び基本目標の実現のため、それぞれの基本目標の柱となる具体的な7つの施策を定め、次のとおりの体系とします。

基本理念 人を思いやり、ともに学び合い、新しい時代を切り拓く人づくり ふるさと魚津から世界に飛躍する人材の育成	基本目標 I ・社会情勢に応じて生き抜く確かな学力の育成	施策 1 確かな学力を育む教育の推進 ① 幼児教育の充実 ② 学力向上の取組み ③ 特別支援教育の充実
	基本目標 II ・豊かな人間性と健やかな体を育み、ふるさとを大切にする教育の実現	施策 2 豊かな心を育む教育の推進 ① 豊かな心の育成 ② 家庭・地域との連携 施策 3 健やかな体を育む教育の推進 ① 望ましい生活習慣の育成 ② こどもの体力向上
	基本目標 III ・こ子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実	施策 4 学びを支える教育環境の整備推進 ① 安全・安心な学校施設の充実及び通学路の安全対策 ② 教育効果を高める教育環境の充実 ③ 学びのセーフティネットの継続 ④ 学校における働き方改革の推進
	基本目標 IV ・生涯を通じた学びの推進と文化やスポーツに親しむ機会の充実	施策 5 ふれあい豊かな生涯学習の推進 ① 地域での教育力の向上 ② 生涯を通じた学びの推進 ③ 図書館機能の充実と読書活動の推進 ④ ふるさとの歴史や自然、文化の保存・継承・活用 ⑤ 博物館の充実 施策 6 豊かな心を育む芸術文化活動の推進 ① 芸術文化活動の推進 施策 7 健やかな心と体をつくるスポーツ活動の推進 ① 生涯スポーツ・レクリエーションの推進 ② 競技スポーツの推進 ③ スポーツによる活力のあるまちづくりの推進

第5章 基本目標達成のための施策と展開

施策1

確かな学力を育む教育の推進

1 幼児教育の充実

◆ 目 指 す 姿 ◆

- こどもたちは生活や遊びなどを通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力など、人格形成の基礎が培われています。
- 子育てや幼児教育に関する相談・支援が適切に行われています。

◆ 概 要 説 明 ◆

こどもが様々な人やものと関わることで得られる多様な経験は、心身の調和のとれた発達を培うために大変重要です。そのために、こどもにとって望ましい集団活動を実践できる教育・保育環境の充実を図ります。

また、特色ある幼児教育の実施や預かり保育の充実、家庭教育支援など、こども一人一人の成長と保護者ニーズに応じた適切な支援を行うことに取り組みます。



◆ 施策の展開 ◆

1 幼児教育・保育の質の向上

こどもたちが認定こども園等で、生活や遊びを通して多くの経験ができる環境を整備し、こども自らが興味を発展させ取り組む姿勢や、こども同士が協力して物事に取り組む姿勢など、主体的に学ぶことができるよう支援します。

2 家庭と連携した支援の充実

家庭は愛情やしつけなどを通して、子どもの成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する大切な役割を果たしており、認定こども園等は、家庭と連携し子どもの健やかな成長を支えていきます。

公立園には、「子育て支援の中核的機能」「民間施設に対する相談・支援機能」「定員調整機能」「多様なニーズへの対応」等の役割有

3 公立園の維持・認定こども園化と幼児教育体制の強化

令和7年度時点において、公立園での1号認定（教育標準時間認定）園児の受皿はありませんが、公立園としての役割やニーズもあるため、公立保育所の「認定こども園化」の検討を進めます。

また、公立保育所と私立認定こども園においては、今まで以上に情報交換、情報共有等の交流を強化し、官民の垣根を越えた幼児教育に努めます。

4 幼児教育から小学校教育への円滑な接続の推進

幼児教育施設と小学校等の関係機関が連携し、幼児から小学生への架け橋期の円滑な接続や充実に向けて、一体的に取り組んでいきます。

教員や保育士向けの合同研修会を開催しながら、円滑な接続のためのカリキュラムを作成し、その実行に努めます。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	令和6年度実績	令和12年度目標
認定こども園の数	8園	9園

2 学力向上の取組み

◆ 目指す姿 ◆

- 児童生徒は意欲的に学習に取り組み、確かな学力が身に付いています。
- 児童生徒が学習に取り組むための教育支援体制が充実しています。

◆ 概要説明 ◆

「人間関係形成能力・社会形成能力」、「社会的自立」等の意見への対応箇所

児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成、**学びに向かう力・人間性等の涵養**に努めます。

STEAM²⁶教育を推進し、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成に努めます。さらには、学校ごとに特色のある教育の展開を図ります。

また、一人一人の教員が資質を高め、魅力ある授業を展開できるよう、教育力の向上を目指します。

◆ 施策の展開 ◆

1 学力向上プラン²⁷の推進

- ① 「魚津っ子の学び向上委員会²⁸」を組織して、全国学力・学習状況調査や各種学力調査の累積した集計結果を総合的に調査・分析し、課題の把握と解明に向けた研究・共通実践を進めます（学力向上講演会、授業改善研修会・公開授業、成果発表会の開催）。
- ② 各種学力調査を実施し、学級や個々の検証・分析を行い、より効果的な指導の研究を進めます。
- ③ **児童生徒の関心や理解に応じた「個別最適な学び」と、他者と共に考え、学び合**

²⁶ 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術(Art)、数学(Mathematics)の5つの分野を横断的に学び、現代社会の複雑な課題に対応できる創造的な人材を育成する教育アプローチのこと。

²⁷ 各学校による主体的な学力向上の取組みの推進を図り、授業力の向上につなげていく取組み。「確かな学力」の育成のための実践研究を行い、実践研究で得られた成果の普及を図りながら、併せて検証改善している。

²⁸ 本市の学校教育の充実を図るために、児童生徒の「確かな学力を育む教育の推進」と「豊かな心を育む教育の推進」を重点目標とし、その取組みの企画・運営及び研究推進の中心となる組織。

う「協働的な学び」の両面からの学びの充実を目指し、確かな学力を育むための授業の改善（授業のアップデート）を継続的に進めます。また、地域資源を活用した体験的・実践的な学習活動をとおして、主体的に学びに向かう力や、他者と協働しながら学びを深める力などの充実を図ります。

2 学習支援員等による学習サポート環境の整備

- ① 学習の支援が必要な児童生徒に対してきめ細かな指導を行うため学習支援員等を適切に配置し、多様なニーズに応じた支援体制の整備に努めます。
- ② 児童生徒が言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするため、学校司書²⁹を適切に配置し、学習活動や読書活動を支援する体制の整備に努めます。

3 家庭学習の定着と充実

- ① 小学校において「自主学習ノート」を活用するなど、学校と家庭が連携しながら児童生徒の学習意欲を高め、家庭学習の習慣化と定着を図ります。

自主学習ノート



- ② 学習用タブレット端末を家庭に持ち帰り、学校で学んだこと（復習）やこれから学びたいこと（予習・調べ活動）に活用するなど、学校と家庭との連続的な学びを通して学習習慣の定着を図ります。

4 教員の資質向上

- ① キャリアステージ等に応じた研修を充実させ、教員としての高い専門性や指導力等の向上を図ります。また、小中学校の教員が市共通の課題について協議・研修する機会を設け、小中一貫の視点や系統性を意識した実践力の向上を図ります。

²⁹ 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

- ② 先進的な教育実践を行っている自治体へ教員を派遣し、優れた実践から得た知見を所属校や市内教員とともに共有・発展させることで、市全体の教育力の向上を図ります。
- ③ 大学院や専門機関への派遣研修を推進して教員の資質向上を図るとともに、本市教育の振興に努めます。

「ICT 活用」等の意見への対応箇所



5 指導者用デジタル教科書や ICT 機器の活用による教育の推進

- ① ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成を図ります。また、児童生徒の知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等の育成を図ります。さらに、コンピュータ等を活用した学習活動の充実を図り、プログラミング的思考の育成に努めます。
- ② 教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。また、情報セキュリティや情報モラルに関する教職員研修を推進します。
- ③ ICT 環境整備、ICT 推進体制整備及び校務の改善を図ります。指導者用デジタル教科書³⁰や電子黒板³¹、タブレット端末等を活用し、学びの中に効果的に取り込むことで、教育活動の充実に繋げます。
- ④ 教育 DX を推進します。教職員の事務作業等の負担を大幅に軽減し、児童生徒に向き合う環境を整えるとともに、1人1台端末を活用し、いつでもどこからでも、誰とでも学習できる環境を整備します。

³⁰ 教員が、既存の教科書の内容を編集、移動、追加、削除等して電子黒板等により児童生徒に提示して指導することができるよう電子書籍化したもの。児童生徒向けのデジタル教科書は、「学習者用デジタル教科書」という。

³¹ パソコン等と接続し、映し出された画像を拡大することや専用ペンを用いて書き込むこと、デジタル教科書の全部や一部を表示させること、音声や動画を再生することなどができる。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	令和6年度実績		令和12年度目標	
・学習の達成状況 《小中教研学力調査の県平均(100.0)に対する市平均)》 (対象学年) 小学校:3~6年生 中学校:全学年	小学校 98.9%		小学校 100.3%	
	中学校 94.2%		中学校 101.0%	
・授業内容が「よくわかる」「どちらかといえばよくわかる」と答えた児童生徒の割合 R6 全国学力・学習状況調査	小学校	国語 87.5%	小学校	国語 90.0%
		算数 76.4%		算数 85.0%
	中学校	国語 91.5%	中学校	国語 80.0%
		数学 67.6%		数学 80.0%
・家庭学習時間が平日1時間以上の児童生徒の割合 R6 全国学力・学習状況調査	小学校 43.5%		小学校 70.0%	
	中学校 52.2%		中学校 70.0%	
・ICT機器の活用率 R6 全国学力・学習状況調査	小学校 98.7%		小学校 100.0%	
	中学校 100%		中学校 100.0%	

3 特別支援教育の充実

◆ 目 指 す 姿 ◆

- 学校と家庭、関係機関が連携しながら一人一人の教育的ニーズに応じた教育や支援を行い、自立と社会参加できる人間を育成しています。
- 特別支援教育推進のための人的、物的環境が整備されています。

◆ 概 要 説 明 ◆

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育³²の推進に向け、特別な支援を要する幼児や児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学習上又は生活上の困難を克服し、自立と社会参加を進めるため、適切な指導や必要な支援を行います。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 一人一人のニーズに応じた教育内容の充実

認定こども園等や小中学校が作成する「個別の指導計画」に基づいて、関係機関と連携しながら、一貫した支援を行います。

2 教育支援環境の整備

- ① 各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を行います。また、特別な支援が必要な児童生徒に対してきめ細かな指導を行うため、引き続き特別支援スタディメイトを配置します。
- ② 魚津市特別支援教育コーディネーターの配置により、幼保小中と切れ目のない支援を行えるよう関係機関と連携します。

³² インクルーシブ教育とは、障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。平成23年7月に成立した障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みをいう。

3 指導・支援の充実

- ① 発達障がいや知的障がい等の児童生徒に対する支援のあり方について理解を深めるために、教職員の研修会の充実を図ります。
- ② 専門的な知識・技能を身に付けるため、特別支援学校との交流や研修を積極的に推進します。

4 教育相談の充実

月1回の「にこにこ相談会³³」を継続するなど、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行えるように、就学相談等の充実を図ります。

◊ 特別支援教育研修会 ◊

魚津市教育センターでは、市内の小中学校教員のほか、黒部市、入善町、朝日町の教員も参加する「特別支援教育研修会」を開催しています。

研修会では具体的な事例を想定しながら、グループワーキングなどを通して、特別な支援を必要とする児童生徒へのチーム支援について理解を深めるほか、今後の指導に役立てるため、児童生徒の問題行動等への対応について情報交換を行っています。



研修会でのグループ演習の様子

³³ 障がいのあることどもとその保護者や関係職員を対象とした相談のほか、特別支援体制に関する情報提供をしている。また、発育発達障がいの相談のみならず、子育てや不適応行動に対する相談、助言なども行なっている。

施策 2

豊かな心を育む教育の推進

1 豊かな心の育成

◆ 目 指 す 姿 ◆

- 自己肯定感を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支えあう心や自らの目標に向かって努力を続け、たくましく生きる力が育まれています。
- 気持ちの良い挨拶や返事ができ、誰とでも仲良く助け合い、時と場に応じた行動ができます。
- ふるさとの自然や文化、歴史に親しみ、郷土への愛着と誇りをもつ心が育まれています。

◆ 概 要 説 明 ◆

規範意識や公共心を身に付け、生命や人権を尊重する態度や豊かな人間性を育むために、様々な教育活動の充実を図ります。

児童生徒の成就感や自己肯定感を高めるために多様な自己実現の機会を設けます。

生まれ育ったふるさと魚津への興味・関心を高めるふるさとキャリア教育に引き続き取り組みます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 道徳教育の充実

学習指導要領に基づいて道徳教育の全体計画を作成し、道徳科や特別活動を中心に教育活動全体を通して道徳教育を推進します。

2 生徒指導の充実

① いじめや不登校の未然防止について、日頃から児童生徒の実態を把握するとともに、定期的に調査を行い早期発見・早期対応に努めます。また、魚津市いじめ防

止基本方針³⁴や魚津っ子元気プラン³⁵に基づき、いじめや不登校等のための対策を推進します。

「社会的自立」等の意見への対応箇所

- ② 多様化する不登校へのネットワーク支援として、魚津市教育センター内の教育支援センター「すまいる」³⁶の支援員が、様々な問題を抱えている児童生徒の自立支援や保護者等の教育相談を行います。また、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒や保護者の相談に対して早期対応・継続支援を行うことで、家庭と連携した包括的な支援を進めます。さらに、フリースクールとも連携した取組みを進めます。
- 「フリースクール」の意見への対応箇所
- ③ 児童生徒と保護者に寄り添った支援として、すべての小中学校に校内教育支援センター「校内すまいる」³⁷を設置し、登校はできるが教室には入れない児童生徒の居場所を提供します。すまいる指導員は、教職員と連携して児童生徒一人一人の状況に応じた個別の学習・生活支援や相談支援を行います。
- ④ 学級運営の改善や児童生徒が楽しい学校生活を送るため調査を実施し、その効果的な活用について研修会を開催します。
- 「不登校対策推進」の意見への対応箇所
- ⑤ 魚津市子ども会議³⁸を開催し、児童生徒が互いに課題を共有し、意見を交わす機会を通じて、他者を思いやり支え合う心の育成や、人権意識の醸成を図ります。すべての児童生徒にとって、安心して過ごし、学ぶことのできる「こどもまんなか社会」の実現に向け、児童生徒の視点を大切にした取組みを進めます。
- ⑥ 認定こども園等や小中学校における授業公開や合同研修会を行い、連携の強化や教育の一貫性を図ります。また、幼保小架け橋期コーディネーターを配置し、就学前から初等教育への円滑な移行に向けて訪問支援を実施するなど、切れ目がない支援体制を構築します。

³⁴ 本市におけるいじめの防止等の対策を総合的にかつ効果的に推進するため、その基本的な方針を定めたもの。(令和6年12月改訂)

³⁵ 誰一人取り残さない学びと居場所・元気の保証を目指し、その基本的な方針を定めたもの(令和6年作成)

³⁶ 魚津市教育センター内に設置されており、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む。)を行っている。

³⁷ 小中学校内に設置され、不登校児童生徒の学びの場や心の安定を図る場及び相談の場としての役割を担っている。

³⁸ 市内小中学校より、本市の次代を担うこどもたちの代表が集まり、学校や家庭、地域などで日ごろ学んだことや体験したことをもとに、意見や提言を発表しあうことを趣旨として行っている会議。年1回開催している。

3 いのちの教育の推進

一人一人の自尊感情を高め、自他の命がかけがえのないものであることを実感するため、各学校において助産師等の専門家や「メッセージカード」を活用するなど「いのちの教育」を推進します。

4 交流教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習に計画的、組織的に取り組み、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、互いに理解を深め、共に生きようとする心や態度を育みます。

5 ふるさとキャリア教育の推進

- ① ふるさと魚津に愛着をもち、将来にわたりふるさとを思い支えていく人材の育成に向けて、「魚津市ふるさとキャリア教育スタンダードプラン」に基づいた取組みを推進します。
- ② 小学校において、水族・埋没林博物館等と連携した「ふるさと発見バス」による地域見学や「地場産業体験学習」、副読本「わたしたちの魚津」の刊行などを通して、ふるさとの自然や歴史、文化等に対する理解を深めます。
- ③ 中学校において、自分の生き方を考える機会として、キャリア教育講演会や地域で職場体験を行う、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を実施します。また、発表や提言を行う機会を設定し、課題を発見・解決する力を育みます。
- ④ コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、地域の特長に応じた地域学校協働活動を推進します。

「英語教育」等の意見への対応箇所

6 英語教育の充実

世界中で最も広く使われている言語である英語をコミュニケーション手段のひとつと捉えて、市内すべての小中学校にネイティブスピーカーであるALT³⁹を配置し、英語の授業及び学校生活全般において生きた英語や多様な文化に触れる機会の充実を図ります。また、台湾の学校とのオンライン交流学習等の機会を設け、実際に英語を使って意見交換するなかで、異文化への理解や多様な価値観を尊重する姿

³⁹ Assistant Language Teacher の略。日本語訳は外国語指導助手。本市では、児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的としてすべての小中学校に配置し英語の授業を補助している。

勢、ふるさと世界がつながっている感覚等、実践的な国際感覚を身に付けていく活動の充実に取り組みます。

◊ いのちの教育 ◊

児童生徒が助産師や保健師から妊娠や出産、育児について話を聴き学習します。赤ちゃんや赤ちゃんのおかあさんとのふれあい、家庭の良さや育児の大切さを実感することを目的としています。

～中学生の感想から～

・いのちの大切さ、出産や育児の大変さを感じるとともに、今まで育ててくれた家族への感謝の思いを持つことが出来た。

・いのちの大切さについてじっくり考えたり、現在から未来の自分のことを見つめたりすることが出来た。



◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	令和6年度実績	令和12年度目標
・不登校の児童生徒の出現率	小学校 4.09%	小学校 3.8%
	中学校 7.98%	中学校 7.4%
・学校が「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えた児童生徒の割合	小学校 85.5%	小学校 95.0%
	中学校 86.2%	中学校 90.0%

◊ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業 ◊ ~地域の中で職場体験~

「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業は、県内すべての公立中学校で行われています。

地域の事業所での職場体験、福祉・ボランティア活動等を通して、自分の生き方を考える機会であるとともに、地域を知る機会にもなっています。



2 家庭・地域との連携

◆ 目指す姿 ◆

- 学校・家庭・地域が連携・協働することで、児童生徒が地域に関心をもつとともに、基本的な社会性や豊かな人間性を身に付けています。
- 家庭や地域への積極的な情報発信や学校開放、地域学校協働活動の推進等、地域とともにある学校づくりが行われています。

◆ 概要説明 ◆

コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、学校と家庭、地域が教育の当事者として連携・協働し、地域とともに児童生徒の豊かな心を育みます。

保護者や地域住民の学校行事や活動参観への参加機会を広げるとともに、地域の人的・物的資源を活用して厚みのある教育活動を推進し、地域の特色を生かした学校づくりに努めます。

◆ 施策の展開 ◆

「コミュニティ・スクールの住民理解」の意見への対応箇所

1 地域とともにある学校づくりの推進

- ① 住民の理解と協力を得るため、積極的に学校開放を進めるとともに、各種便りや学校ホームページ等による広報活動に取り組みます。
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、地域の力を生かした学校運営や教育活動の充実に努めます。
- ③ 地域行事への参加や地域貢献活動、ふるさとキャリア教育の推進等、特色ある学校づくりを行います。
- ④ 保護者へのアンケート調査や学校運営協議会を通して、家庭や地域の意見を広く聴取し、学校運営の改善に活かします。

2 家庭教育の充実

親学び講演会や自主学習ノートの活用などを通して、家庭教育の定着や充実を図ります。

3 地域学校協働活動の推進

- ① 学校と家庭や地域が目標やビジョンを共有し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。
- ② 地域資源等を活用し、学校の教育活動の充実や課題解決に向けた活動、放課後の体験活動等の充実を図ります。
- ③ 地域行事やボランティア活動など社会体験活動の機会を広げます。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	令和6年度実績	令和12年度目標
・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うと答えた児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 72.9%	小学校 85% 中学校 80%



地域人材による調理実習



稲刈り体験活動

施策 3

健やかな体を育む教育の推進

1 望ましい生活習慣の育成

◆ 目 指 す 姿 ◆

- 「早寝・早起き・朝ごはん」が定着し、望ましい食生活等の生活習慣が身に付いています。
- 自主的に生活の目標や計画を立てて、規則正しい生活を送ることができます。
- マナーやルールを守って、情報機器を活用しています。

◆ 概 要 説 明 ◆

学校と家庭、地域が連携し、こどもたちの望ましい生活習慣の定着に向けた取組みを進めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 望ましい生活習慣の定着

- ① 市内小中学校の学校保健委員会⁴⁰による「早寝・早起き・朝ごはん」運動やあいさつ運動等、家庭への規則正しい生活の啓発活動を行います。
- ② インターネットやゲーム機、スマートフォン等の適切な使用法や危険性について理解を深めるため、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。また、使用時のルールを自ら作り、それを守れるよう学校と家庭が連携して取り組みます。
- ③ 個人情報の取扱いやネットワーク上のマナーの指導等について、教員研修の充実を図り、情報モラルに対する指導力の向上に努めます。

2 食育の推進

魚津市食育推進計画に基づいて、栄養教諭が給食の時間に交流し、栄養面や食事のマナーの指導、地場産食材の紹介に取り組みます。

⁴⁰ 学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進するために組織された委員会。さまざまな健康問題に対処するため、家庭、地域等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域を結んでいる。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	令和6年度実績	令和12年度目標
・朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学校 85.1%	小学校 95.0%
	中学校 84.6%	中学校 90.0%
・学校給食の喫食率	94.4%	99.0%

◊ 魚津市食育推進計画 ◊

「食育」とは、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされています。

本市では、令和6年3月に「第3期魚津市食育推進計画」を策定し、豊かな地域資源を生かしながら、家庭、学校、地域が一体となり、「食育」を総合的に推進しています。



栄養教諭による食育指導

2 子どもの体力向上

◆ 目 指 す 姿 ◆

- 子どもたちが自ら進んで運動やスポーツの実施、体力の向上に取り組んでいます。
- 子どもたちは幼児期から運動に取り組む機会があり、生涯にわたって運動に親しむことができる環境が整っています。

◆ 概 要 説 明 ◆

体力・運動能力調査等の結果分析をもとに授業改善を進め、体力向上を図るとともに、子どもたちが自ら進んで運動やスポーツに取り組むことで、健全に成長するよう促します。また、総合型地域スポーツクラブ⁴¹やスポーツ少年団等の関係機関、学校、認定こども園等、行政、家庭、地域等が連携し、市民スポーツ活動の育成・支援に努めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 学校等における体力向上の取組みの推進

- ① 体力・運動能力調査の結果等の分析をもとに各学校で子どもの体力向上の課題と目標を明らかにして、授業や体育的行事等の改善・充実を図り、各校の実態に応じた特色ある体力向上の取組みを推進します。
- ② 体力向上シート「みんなでチャレンジ3015⁴²」を積極的に活用し、目標を持って意欲的に体力つくりができるよう、関係機関と連携を図っていきます。
- ③ 幼児の体力の現状を把握し、遊びながらできる運動プログラムの提供により、幼児期からの体力向上を図ります。

⁴¹ 会員会費等を主とした自主財源を基に、自主的に運営する多種目、多世代型のスポーツクラブのこと。本市には、『うおづスポラ』、『天神文化スポーツクラブ』、『スマイル本江スポーツクラブ』がある。

⁴² 富山県が作成する体力向上シートで3015は立山の標高にちなんでいる。運動プログラム「立山編」と、オリパラ教育や豊かなスポーツライフを実現する観点(「みる」「支える」「知る」)に対応した新プログラム「富山湾編」がある。

2 地域や家庭と連携した学校体育・スポーツの推進及び部活動の活性化

- ① スポーツ少年団をはじめとする地域のスポーツクラブ等の情報発信を積極的に行い、加入の促進に協力しながら、こどもたちのスポーツの機会の充実に努めます。
- ② 総合型地域スポーツクラブ、**スポーツ**協会、スポーツ推進委員等との連携により、地域のスポーツ人材を体育授業や部活動等へ派遣するなど、地域のスポーツ人材の活用を推進する体制の整備に努めます。
- ③ こどもたちの体力向上はもとより、こどもたちが元気に活動するための基礎となる望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるために、認定こども園**等**、学校、家庭、地域、関係機関の連携した取組みを推進します。

◆ 施策目標 ◆

数値目標項目	令和6年度実績			令和12年度目標
・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の合計得点		魚津市	富山県	・すべての学年男女で富山県の得点を上回る
	小5男子	53.01	53.27	
	小5女子	55.14	55.90	
	中2男子	41.05	42.19	
	中2女子	42.84	47.25	

◊ みんなでチャ・チャ・チエ ◊ ~幼児期の体力向上支援事業~

幼児期の体力向上を目的とし、派遣スポーツ主事が指導者となって、市内の認定こども園**等**にてマットや跳び箱など「みんなでチャ・チャ・チエ」と名付けた運動遊びを行っています。また、親子を対象とした親子活動や指導者育成も行っています。

神経系統が著しく発達する5歳から8歳（プレ・ゴールデンエイジ）の間に、様々な運動経験を積むことで、運動の能力の向上を図るとともに、他者との連携、協調体験を通してコミュニケーション能力の基礎を養い、こどもたちの健やかな成長につなげることを目指しています。

《名前の由来》

チャ：チャンス（Chance）—— 機会
チャ：チャレンジ（Challenge）—— 挑戦
チエ：チェンジ（Change）—— 変化



1 安全・安心な学校施設の充実及び通学路の安全対策

◆ 目 指 す 姿 ◆

- こどもたちが、安全・安心な学校で快適に学んでいます。
- 災害発生時には、地域住民の指定避難所として、重要な役割を担っています。
- 計画的に学校施設の適切な維持管理が行われています。
- 通学路の安全が確保されています。

◆ 概 要 説 明 ◆

学校施設の老朽化対策、防災対策の強化、ICT環境の整備・活用、多様な学習活動への対応、環境への配慮など、様々な課題に対処し、学習環境の質の向上を目指し、適切な学校施設の維持・管理を図っていきます。

また、通学路の安全点検を定期的に実施するなど、通学時における児童生徒の安全対策に努めます。

◆ 施 策 の 展 開◆

1 地域防災拠点施設等としての整備の推進

市内すべての小中学校は、災害発生時の避難所に指定されています。市防災担当課と連携し、災害備蓄倉庫の設置や衛生設備の管理に努めるとともに、一部未実施となっている学校施設の非構造部材の耐震化を計画的に行うなど、地域の防災拠点施設として整備していきます。また、防犯カメラ、玄関インターフォン・電気錠システムの設置などにより、学校施設ごとに、適切な防犯対策の推進に努めます。

2 通学の安全対策

施策4の2項目から移動

令和5年1月に改定した「魚津市小中学校通学安全プラン」に基づき、地域と関係機関の連携を一層推進しながら児童生徒の通学時の安全確保を図っていきます。

また、通学路の施設整備面だけではなく、交通安全教育などのソフト対策やスクールバス運行、**地域における登下校のこども見守り活動**による通学安全対策を推進していきます。

3 学校施設の適正な維持管理

安全・安心な学校施設を維持するためには、適切な維持管理が求められます。各学校の安全計画に基づき、学校の施設及び設備の安全点検を適切に行うとともに、**児童生徒が快適に学ぶことができる環境を確保するため、不具合に随時対応し、施設を長期間にわたって使用できるよう努めます。また、児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所としての役割を果たす学校体育館に空調設備を計画的に整備し、夏季の熱中症対策や避難所の環境改善を進めます。**

「体育館空調設備設置」の意見への対応箇所

2 教育効果を高める教育環境の充実

◆ 目 指 す 姿 ◆

- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境が整えられています。
- こどもたちが、学校での集団生活を通して、協調や対立、共感や反発などの多様な人間関係を体験し学びながら、社会性や集団性を培い、成長を遂げています。

◆ 概 要 説 明 ◆

GIGAスクール構想による小中学校での全学年1人1台のタブレット端末や、高速の校内ネットワーク環境等の整備、ウィズコロナからアフターコロナへの転換などにより、こどもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。

本市では、平成26年3月に策定した「魚津市学校規模適正化推進計画」に基づき、当時12校あった小学校を平成31年4月までに5校へ統合しています。しかし、令和5年度を目標年度としていた道下小学校・経田小学校は、統廃合が未済です。また、清流小学校及び経田小学校、東部中学校は、老朽化が進んでいます。

児童生徒が学校生活を通じて適切に社会性を身につけ、健やかに発達していくための教育環境について検討を進め、より良い教育環境の充実に努めます。

◆ 施 策 の 展 開 ◆

1 きめ細かな教育の充実

こどもたちと向き合う時間を確保するために教職員の働き方改革を進め、学校の実情に応じた効果的な少人数教育の実施や専科教員⁴³等の活用、また、少人数学級の実施について検討を行い、きめ細かな教育を充実していきます。

⁴³ 教科担任制である中学校への円滑な接続を図るため、小学校において1教科の専門的指導を受け持つ教員。

2 小中学校教育のあり方検討

「今後の学校教育環境のあり方」等の意見への対応箇所

「魚津市学校規模適正化推進計画」は、児童生徒の教育環境の充実と適切な学校運営を基本とし、学校の適正規模を小中学校とも一校あたり12～18学級としています。一方、国は令和5年に「こども大綱」を閣議決定し、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」への取組みを進めるなど、こどもに関する考え方には変化が見られます。このため、小中学校教育は、児童生徒数の減少に合わせた規模適正化という観点だけではなく、社会変化に対応した地域の将来につながる人材育成の観点も踏まえて、例えば、細やかな対応が可能な少人数学級や小規模校（小学校6～11学級、中学校3～11学級）を容認していくなど、こどもの視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考えた取組みが求められています。

このような状況を踏まえて、第4章に掲げた魚津市が目指す教育の基本理念を実現するために、学校教育環境のあり方を総合的に検討する必要があります。そのため、まずは府内に「魚津市小中学校教育のあり方府内検討会」を立ち上げ、学校教育環境のあり方に加えて、老朽化した校舎の建替え等の可能性についても検討を進めます。

3 学びのセーフティネットの継続

◆ 目指す姿 ◆

- すべての児童生徒が、家庭の経済状況によらず等しく教育を受けています。
- 保護者がもつ教育に関する悩みについて、必要な助言が行われています。

◆ 概要説明 ◆

家庭の経済状況等により、意欲あるこどもたちの学習機会が損なわれないよう、必要な支援を引き続き実施していきます。また、こどもや保護者が抱える教育に関する問題について、相談しやすい環境を整えるとともに、関係機関等と連携しながら、悩んでいる保護者の情報の共有と支援策の検討・提供を行います。

◆ 施策の展開◆

「給食の無償化」の意見への対応箇所

1 就学援助と奨学資金貸与制度等の実施

小中学校においては、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助⁴⁴などを引き続き実施し、教育を受ける機会を確保していきます。また、高校や大学等への進学のため、奨学資金の貸与も引き続き実施していきます。**また、国の動向をみながら給食の無償化に取り組み、子育て世代の経済的負担の軽減と、児童生徒が健やかに成長できるよう支援します。**

2 関係機関等との連携した支援

児童虐待や非行、いじめといった様々な問題に対応するため、関係機関等と情報を共有し対応策の検討を行い、悩みを抱えるこどもや保護者に対して適切な助言や支援策を提供します。

3 教育相談に関する開かれた窓口

経済的な理由をはじめ、子育てに関する悩みなど多岐にわたる教育に関する問題について、保護者が相談しやすい開かれた窓口となるよう努めています。

⁴⁴ 学校教育法第19条に基づき、市町村が経済的理由によって就学困難と認める児童生徒の保護者に対して就学に要する諸経費を援助すること。

4 学校における働き方改革の推進

◆ 目 指 す 姿 ◆

- 教職員が心身共に健康で、児童生徒と向き合いやすい環境整備が図られています。
- 業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、時間を意識した働き方となるよう個々の教職員の意識改革と保護者や地域の理解が図られています。

◆ 概 要 説 明 ◆

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑・多様化する中、教職員の長時間勤務の是正が喫緊の課題となっています。学校における働き方改革の実現には、教育委員会や学校の取組みの充実はもとより、教職員一人一人の意識改革や保護者・地域の方等の理解が大切です。教職員が心身の健康を損なうことなく、児童生徒と向き合い、充実した教育を実践するために関係者が連携して取り組んでいきます。

◆ 施 策 の 展 開◆

1 学校における働き方改革に向けた環境整備

学校閉庁日の設定や校務のICT化による業務の効率化、ハッピーウェンズデーの設定、各種支援員の配置・活用等に継続的に取り組むとともに、学校における働き方改革に向けた環境整備に努めます。

2 部活動の地域展開の推進

部活動の地域展開に係る推進計画を策定し、スポーツ団体や文化芸術団体、保護者等と連携して部活動の地域展開に取り組み、生徒が継続的にスポーツ・芸術文化活動に親しむ機会を確保・充実するとともに、教員の負担軽減を図ります。

3 教職員の意識改革と保護者・地域等の理解

実効性のある「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と実施状況の把握に努めます。計画に基づき、管理職をはじめ教職員一人一人が意識改革を図り、1箇月の時間外在校等時間の縮減を目指します。また、学校運営協議会やHP、各種便りを通じて、教育委員会や学校の取組みを周知することで保護者や地域の方への理解に努めます。